

老朽危険空き家等の除却工事の費用を補助します

おすすめ
4

■問い合わせ先 都市計画課 ☎(32)8909

市民が安心して暮らすことができるまちづくりのため、市が認定した老朽危険空き家等の除却工事の費用の一部を補助します。必ず事前にご相談ください。

老朽危険空き家とは

- ・そのまま放置すれば、倒壊等、保安上危険となるおそれがあるもの
- ・そのまま放置すれば衛生上、非常に有害となるおそれがあるもの
- ・適切な管理が行われておらず、景観を非常に損なっているもの
- ・その他、周辺的生活環境の保全を図るためには、放置することが不適切なもの
上記のいずれかに該当し、周辺への影響が大きいと認められ、市の判定基準によって特定空き家または不良空き家に認定されたものが老朽危険空き家です。



特定空き家 居住その他の使用がされていない建築物または附属する工作物とその敷地

不良空き家 構造や設備が不良で居住に適さず、居住その他の使用がされていない居住用の建築物

※単なる老朽空き家は対象となりません。

補助の内容

■補助額

工事費の2分の1(1,000円未満切り捨て)

特定空き家 最大50万円

不良空き家 最大30万円

■補助対象 以下のすべてに該当する空き家

- ・市が老朽危険空き家等であると認定したもの
 - ・一戸建ての住宅であり、個人が所有するもの
 - ・所有権以外の権利が設定されていないもの
 - ・公共事業等の補償の対象になっていないもの
- ※貸家、補助を受ける目的で故意に破損させたもの、すでに市から解体・修繕などをするよう勧告を受けているものは対象外です。

※補助金の交付決定前に工事着手した場合、また、空き家等の一部だけを解体する工事は、補助の対象となりません。

■対象者

対象空き家等を所有している方、またはその相続人で、次のすべてに該当する方

- ・所有権を有する方が複数いる場合には、対象の空き家等の除却について全員の同意があること
- ・市税等を滞納していないこと
- ・暴力団関係者でないこと
- ・建設業の許可または建設リサイクル法の登録等を受けた市内の事業者（本店所在地が市内にある法人または個人）に解体工事を依頼できること
- ・補助金の交付を受けていないこと

■注意事項

- ・建物を解体することで、固定資産税の課税額が大幅に増加することがあります
- ・予算の都合により、補助金の交付を受けられない場合があります

宝くじ助成事業で地域活動を活性化

国分寺中央コミュニティ推進協議会が、宝くじの助成金でパソコン、テーブル、冷凍庫、イベント用品などのコミュニティ活動備品を整備しました。同協議会の活動がさらに活性化することが期待されます。

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。

宝くじの収益金は、高齢化・少子化対策、防災対策、公園整備、教育及び社会福祉施設の建設・改修など、皆さまの日常生活に役立つように使われています。



■問い合わせ先

市民協働推進課 ☎(32)8887